

○国民投票制度について

**Q 国民投票制度とはどのような制度ですか？**

**A** 日本国憲法の改正には、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を得る必要があります。

国民投票とは、日本国民が憲法改正に関して最終的な意思決定（賛成か反対）をすることです。

その手続きを定めた法律として「日本国憲法の改正手続きに関する法律（国民投票法）」が、平成22年5月18日に施行されました。

**Q 国民投票はどのような人が投票できるのですか？**

**A** 国民投票の投票権は、年齢満18歳以上の日本国民が有しているとされていますが、これまでは、民法の成年年齢や公職選挙法の選挙権年齢などを検討し、法制上の必要な措置をとるまでの間は、年齢満20歳以上の人が投票権を有することとされていました。

その後、国民投票法の改正により（平成26年6月20日施行）、改正法施行後4年を経過するまでの間に行われる国民投票の投票権年齢は「満20歳以上」、改正法施行後4年を経過した日以後に行われる国民投票の投票権年齢は「満18歳以上」とされました。

なお、投票権を行使するには、投票人名簿に登録されている必要があります。

**Q 投票人名簿に登録される要件は何ですか？**

**A** 国民投票の期日前50日に当たる日が登録基準日となります。

登録基準日に住民基本台帳に登録されている人は投票人名簿に登録されます。

また、登録基準日前に転出等をしており、登録基準日現在でどの市区町村にも住民登録をされていない人は、登録基準日の翌日から14日以内に転入先等の市区町村に届出をし、住民基本台帳に登録されれば、転入先等の市区町村の投票人名簿に登録されます。

ただし、届出の遺漏等により住民基本台帳に登録がされない場合は、投票人名簿に登録されませんのでご注意ください。

**Q 国民投票の方法は通常の選挙と異なるのですか？**

**A** 国民投票の方法は、選挙における投票の手続きとほとんど同じです。

投票用紙には、「賛成」の文字及び「反対」の文字が印刷されていますので、憲法改正案に賛成するときは「賛成」の文字を、反対するときは「反対」の文字を○で囲み、投票箱に投函（とうかん）します。

また、通常の選挙と同じく投票所入場券を送付させていただきます。期日前投票や不在者投票、在外投票等の制度も認められています。

**Q 海外に住んでいる人は国民投票をすることはできますか？**

**A** できます。

そのためには、お住まいの大使館・領事館等に申請をして在外投票人名簿に登録される必要があります。

申請手続きは、選挙における在外選挙人制度と同様となりますので、同ホームページ「在外選挙について」を参考にして下さい。

なお、登録基準日において在外選挙人名簿に登録されている人は、そのまま在外投票人名簿に登録されますので、新たに申請をする必要はありません。

**Q 国民投票の内容を知るにはどのような方法がありますか？**

**A** 憲法改正の発議があったときは、憲法改正案の国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に国会議員により組織された「国民投票広報協議会」が設けられます。

協議会は、国民投票公報の発行、ラジオ・テレビ放送、新聞広告等により国民投票に関する広報を行います。